



長野県報

11月16日(月)
平成27年
(2015年)
第2725号

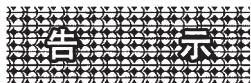
目 次

告 示

- | | |
|--|---|
| 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気環境課） | 1 |
| 保安林予定森林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課） | 1 |
| 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課） | 2 |

公 告

- | | |
|-----------------------------|---|
| 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課） | 3 |
|-----------------------------|---|



長野県告示第517号

平成26年長野県告示第371号により土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域（同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）（平成27年長野県告示第261号によりその区域の一部について指定の解除をした区域を除く。）の全部について、同条第2項の規定によりその指定を解除します。

平成27年11月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域
佐久市根々井字原8番1の一部及び横和字萩原1番1の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物
水銀及びその化合物
- 3 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第518号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村四徳292の140、292の146
- 2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第519号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月16日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字和合1595
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第520号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月16日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

須坂市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

須坂市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第521号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月16日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

中野市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第522号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月16日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飯山市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第523号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月16日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東筑摩郡筑北村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

筑北村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

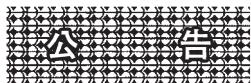
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年11月16日

長野県知事 阿部 守一

1 申請のあった年月日

平成27年11月6日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人みんなの居場所未来スペース

3 代表者の氏名

合津 忠

4 主たる事務所の所在地

埴科郡坂城町大字坂城6624番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、年齢・性別・障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく居られて、ほっと出来る居場所フリースペースであることを基本とする。

また、地域社会に根ざして、この法人の支援を必要とする全ての人々に対し、心身共に健康で文化的な暮らしが送れるように、またその為に必要な力がつくように支援し、福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働課